

議会改革推進会議会議録

平成27年5月22日

亀山市議会

議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 平成27年5月22日(金) 午前11時00分～午後0時04分
- 2 開催場所 議場
- 3 出席議員 会 長 前 田 稔
副 会 長 鈴 木 達 夫
今 岡 翔 平 西 川 憲 行 高 島 真
新 秀 隆 尾 崎 邦 洋 中 崎 孝 彦
豊 田 恵 理 福 沢 美 由 紀 森 美 和 子
岡 本 公 秀 宮 崎 勝 郎 前 田 耕 一
中 村 嘉 孝 服 部 孝 規 櫻 井 清 蔵
- 4 欠席議員 小 坂 直 親
- 5 事務局 事 務 局 長 松 井 元 郎 議会調査室長 渡 邊 靖 文
高 野 利 人 村 主 健 太 郎 新 山 さ お り
- 6 案 件 1. 委員会の運営方法について
2. 政策検討会議(仮称)の設置について
3. 議会だよりのリニューアルについて
4. 議会の情報化について
5. 第2次総合計画策定に伴う議会基本条例の一部改正について
6. その他
- 7 経 過 次のとおり

午前11時00分 開 会

○会長（前田 稔君） 本日は、昨年の改選以降、検討部会で議論してきた事項の報告等の場としてこの推進会議を開催させていただきました。お手元の事項書に基づき進めさせていただきます。なお、議会報告番組作成のため、事務局がビデオカメラにて撮影しますので、ご了承をお願いします。

まず、委員会の運営方法についてでございます。

これまで検討部会において、本会議と委員会の運営についてという内容で、議場のカメラシステム及び委員会室のマイクシステムの更新、委員会室のカメラシステムの新設、委員会室のレイアウトの変更、委員会の審査方法の見直し等を検討してきました。これまでの検討内容について、事務局より説明いたさせます。

それでは事務局。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、まず議場のカメラシステム及び委員会室のマイクシステムの更新、それと委員会室のカメラシステムの新設について、その概要とスケジュール的なものをご説明させていただきます。

まず議場につきましてですが、行政情報番組のハイビジョン化に合わせましてカメラシステムの更新をいたします。続いて、委員会室につきましては、今まで予算決算委員会のインターネット配信のみを行っていましたが、今後の各常任委員会の映像配信を見据えてというところと、今まで予算決算委員会におきましても、ホームビデオカメラで撮影を行いまして、配線もその都度職員が行っていったというような状況でしたので、それを改善するという意味で、カメラシステムを委員会室のほうにも新たに設置をいたします。

さらに、委員会室につきましては、今までマイクシステムは有線で行ってまいりました。ですので、途中で線が抜けたりということが多々ありましたので、これをあらゆるレイアウトに機能的に対応できるよう赤外線のマイクシステムに更新いたします。これによりまして、押し忘れとかそういったことがありましても書記席のほうからもコントロールできるということで、より機能的な使い方ができるんじゃないかと考えております。

そして、更新、設置までのスケジュールについてでございますが、既に入札等の準備を進めさせていただいております。そして、順調にいけば8月中旬ごろまでには完成する予定をさせていただきます。

続きまして、またそれに合わせてということでございますけれども、お手元にあります資料1. 委員会室のレイアウト案という資料をごらんください。

それに合わせまして、委員会室のレイアウトにつきましても変更する準備を進めております。お手元の資料のとおり、これは図面の左側が第1委員会室、そして右側が第2委員会室というレイアウト図なんですけれども、映像配信をやっていくに当たって、そのときの画角を考慮し、まず今ある円卓を撤去いたします。そして、図のとおり委員長を中心に委員の方にハの字に座っていただきまして、それに対面するような形で執行部の席を学校形式で並べるという形で考えております。そして執行部については、市長を初め部長級については前列のほうにテーブルを配するというので、今委員会室にあります通常の可動テーブルよりも一回り大きいものを議員席、そして執行部の部長級以上の席については購入するというので、これについてももう準備をさせていただいております。これにつきましては、6月の中旬に机が入ってくる予定でございますので、6月定例会の各常任委員会からこのレイアウトでご使用いただけるものというふうに考えてございます。

最後に、資料2をごらんいただけますでしょうか。

この資料2につきましては、検討部会のほうでも見ていただいたんですけども、他市の委員会のライブ配信の状況とあわせて、議案の審査方法についても調査をさせていただきました。当市議会においても3月の定例会から議案ごとの審査ということをしていただいておりますが、インターネット配信を行っている市はもちろんのこと、それ以外の市についても県内調査させていただきましたところ、全て議案ごとということで行っているという状況でございました。四日市については委員長判断となっておりますが、基本的には議案ごと、そしてケースによって、例えば手数料条例であったり、関連するものがあれば委員長の判断によって一括ということもあり得るということでしたので、原則全て他市については議案ごとという状況でございましたので、ご報告をさせていただきます。以上でございます。

○会長（前田 稔君） ただいまの説明に対して何か確認したいことがありましたらどうぞ。

福沢議員。

○議員（福沢美由紀君） 委員会室のレイアウトなんですけれども、私は、委員会というところがやっぱり1つのテーマを決めて、今人数も少なくなりましたし、やっぱりみんなの顔を見ながら1つのことをつくり上げていくという作業が結構今されているんですね。そんな中で、こういう学校形式というのは非常に話がしづらいなという感じがするんですけども、例えば委員長や議長のように、ハの字にちょっとでも顔が見られるようなレイアウトは不可能なんですか。

○会長（前田 稔君） 今委員長がいて、こうずうっと真っすぐ並んで、逆に今度はハの字になるので人の顔がわかりやすくなると思う。

福沢議員。

○議員（福沢美由紀君） ちょっと図の見方を勘違いしておりました。議長のところが、この並びが委員が並ぶということなんですね。

○会長（前田 稔君） 事務局。

○議会事務局員（高野利人君） 済みません、ちょっと説明不足で申しわけなかったんですけども、委員長を中心に、このハの字のほうに委員さんが並んでいただくという形になります。そして、この学校形式で3列書かせていただいているほうに執行部が座るという形でご理解いただきたいと思えます。

○会長（前田 稔君） ほかに。

櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） これは各市のカメラ位置を見せてもらおうと、四日市だけ1カ所やけども、やっぱりライブ配信するんやったらカメラは2個要るん違うの。委員長の頭の上やろう。それから、これ市長がどこへ座るのかわからんわな。市長はどこなの、これ。カメラをやっぱり、当然ライブ配信するんやったらこの位置ではさな。

（発言する者あり）

○会長（前田 稔君） ちょっと説明しますので、ちょっと待ってください。

事務局。

○議会事務局員（高野利人君） これもちょっと図が不足しております申しわけないんですけども、うちの場合、3カ所カメラの設置を予定しております。まず、このレイアウト図でいきますと、

委員長席の後方あたりから執行部を映すカメラ、それと、第2委員会室の執行部の上あたりに、こちらから委員さんの側を映すカメラということで、まず2台、それと、予算決算委員会がございますので、その場合は第3委員会室まで使う形になります。それで、中央で質問席・答弁席がございますので、それを捉えるカメラが必要やということで、第3委員会室の壁のほうにももう1台つける予定をしておりますので、合計3つつく形になります。

○会長（前田 稔君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） だから、カメラの場所はどことどこどこや、一遍言うてくれ。わからん、こんなんでは。

○会長（前田 稔君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） カメラの位置でございますが、1台は今の図でいきますと委員長の椅子の真後ろの上部に1つつきます。それから2つ目は、ちょうどこれ右側が第2委員会室のパーテーションの部分になるわけなんです、ここの後ろの真ん中に上部に1つ、パーテーションの上になります。これは委員さんを映す用のカメラです。最後に、第3委員会室、本当の壁がございますが、壁の中央の上部に1つということございます。

○会長（前田 稔君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 委員長の席からセンターを通して1、2の3といくんやな。両壁際と、真ん中に1つという形やな。

○会長（前田 稔君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 全部のカメラの位置を落とした図面をまた各会派室のほうへ入れさせていただきます。

○会長（前田 稔君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） やっぱり、正・副議長は並んで座ってもろとったほうがええんやわ。

（「スペースがない」の声あり）

○会長（前田 稔君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 委員会の定数をふやすんやったら、2委員会か3委員会に分かれておるんか。この資料の2枚のぺら紙の3委員会制度をやるとするときはこの位置で、それを2委員会にしたらこういうふうにするという案な。

○会長（前田 稔君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 3委員会、一番上のこの資料1の図面でしたら、このパターンですと副議長も前へ座っていただく座席がございますので、今までどおり委員さんに引き続き、議長と副議長に座っていただけたらと思います。

○議員（櫻井清蔵君） 議長の横にあけておくの。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 議長の横に、今後ろになっておりますけれども、議長の横に副議長となります。

○議員（櫻井清蔵君） 3委員会制度がな。

○議事調査室長（渡邊靖文君） はい。

○議員（櫻井清蔵君） それはやっぱりそこへ副議長は議長の横へ座ってもらっておかんとあかんと思うけどな。局長さんひとりぼっちで気の毒かわからんけどな。ひとりぼっちもええわさ、局長はな

と思うわなあ、僕は。

○会長（前田 稔君） 事務局。

○議会事務局員（高野利人君） レイアウト図の件で補足をさせていただきたいんですが、2枚目に2委員会という図がついておると思うんですけども、これにつきましては、3委員会で今運営を始めていただいておりますところなんですけれども、3委員会で運営する中で不都合があれば2委員会ということもという話もございましたので、そうなった場合にもこういう形で対応ができますよということで、参考までにつけさせていただいた図でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○会長（前田 稔君） はい。

済みません、またちゃんときれいな図を、わかりやすい図を。

櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 3委員会にする意味というのは、その意味があるんやでな。2委員会制度というのは非常に困るんや、私の経験からいくと。

○会長（前田 稔君） 服部部会長。

○部会長（服部孝規君） これを検討する過程で、部屋の使い方として、3委員会のときの部屋だけの使い方を考えておって、もし3委員会でなしに2委員会にすべきやというようなことになっていたときに、十分この使い方で行けるのかという意見が出たんです。そのときに、2委員会になってもこういう形で使えますよということもこれで考えてもらったということです。だから、これはあくまでも参考として、想定として考えているということだけです。

○会長（前田 稔君） 前田議員。

○議員（前田耕一君） さっき、議長の横へ副議長という話が出たんやけれども、副委員長はどうするのや。

○会長（前田 稔君） 副委員長はどちらかに座っていただくことになっています。

○議員（前田耕一君） この隣ということでイメージしておけばええわけやな。

○会長（前田 稔君） はい、両側のどっちか。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○会長（前田 稔君） なければ、先ほどの説明のと通りのスケジュールで議場、委員会室の設備改修を進めさせていただきます。

次に、委員会のインターネット配信は、現在は予算決算委員会のみとなっておりますが、今回委員会室にカメラシステムを常設することにより、総務・教民・産建の各常任委員会の映像配信も可能となり、検討部会において各常任委員会の映像配信について各会派の意向も聞いていただき、実施する方向で確認されました。

そこでお諮りいたします。

今年の9月定例会から総務・教民・産建の各常任委員会のインターネットによる映像配信を開始したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（前田 稔君） よろしいでしょうか。

ご異議なしと認め、9月定例会から……。

宮崎議員。

○議員（宮崎勝郎君） 確認しておくんやけど、ネット配信だけやな。テレビ放映もするのか。

○会長（前田 稔君） そうですね、インターネット配信です。今のZTVの生放送、あれではないです、本会議でしておるような。インターネット配信です。

○議員（宮崎勝郎君） それは、テレビ配信は検討はされておるのか。

○会長（前田 稔君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） まずはインターネットの生放送と録画放送、それから、玄関ロビーのテレビには委員会の様子の配信を考えております。

○会長（前田 稔君） ほかによろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○会長（前田 稔君） それでは、9月定例会から各委員会の配信を開始することとし、私のほうから市長に議会の意向を伝え、調整をさせていただきます。

次に、政策検討会議、仮称ですけれども、その設置についてでございます。

重要な政策等への議論や議員提出議案や政策提言等を議論する場として、全員協議会にかわる議会として結論が得られるような新たな場づくりの検討ということで、検討部会で各会派の意向を踏まえ、議論を重ねていただき、結果として、新たな組織を設置するのではなく全員協議会を活用することが確認され、先ほどの全員協議会において全員協議会規程の一部を改正し、全協の協議事項の見直しと、新たに下部組織として政策検討部会を設置することが決定されました。今後は、市の基本的な計画等の策定及び大幅な変更、新しい制度の導入、その他の市政における重要な案件、議会への提出予定議案で、市長が特に事前説明を必要とするもの、議員提出議案、政策提言等、議員間討議を必要とするものなどについては全員協議会における協議事項を活用し、全員で協議することになりますので、ご承知おきください。

次に、議会だよりのリニューアルについてでございます。

昨年実施しました市民意識調査において、議会のホームページの閲覧が想像以上に少なく、反対に、議会だよりは多くの人に読まれているとの結果が出ました。改めて紙ベースの議会だよりの重要さを認識したところでございます。

そこで、ホームページの充実はこれまでどおり進めることとしながらも、議会だよりをより親しみやすくわかりやすいものにするためにリニューアルすることを直ちに検討課題に上げ、具体的な検討については広聴広報委員会に委ね、先般、各戸配付されました5月16日号からリニューアルされたところでございます。

広聴広報委員会の皆さんには短期間でリニューアルをしていただき、ご苦労さまでございました。これからもどんどん改良を重ねていただき、よりよい議会だよりにしていただきたいと思います。資料にこの議会だよりをつけてありますので、今回大幅にリニューアルして、結構評判も良いというふうに伺っております。

前田議員。

○議員（前田耕一君） 広聴広報委員会、非常に熱心に検討していただいてつくってもらったんですけども、議長の顔はどっこも見やんのさな。

○会長（前田 稔君） なかってもいいですよ、それは。

○議員（前田耕一君） やっぱあるべきと違うかなというのがまず感じた。何もないんさな。今までやったら、例えば議長挨拶とかというのが議会ごとにあったけども、あれは大きなスペースをとってもらってあったんだけど、そこまでいかにしても、見ておって、議長って誰やった、その辺のところについての検討と、もう1点は、この写真やけれども、これもいろいろ検討していただいて、今までやったらこの議場の写真、あんまりかわりばえせんだんで確かに余り変化がなかったと思うんやけども、こういうことで、公募するとなったら選定も大変やと思うし、各議会ごとの掲載、この表紙をつくってもらうのにどういうコンセプトでやっていくかというのは非常に大変な部分もあると思うんやわ。その辺を、どう対応を今後していくかという。結果を見て、写真の応募がなけりゃないで大変やし、あればあったで大変な部分も多分あると思うんやけども、その辺のところについて検討の余地。せっかくしてもらったのに、別に文句を言うておるわけやないでな。

それともう1点、ちょっと事務局にもちらつと言うたんやけれども、質疑と一般質問の中でQアンドAで質問と答弁が載っておるわけや。このQアンドAという言葉がこれになじむかどうかというのがちょっと僕も首をかしげておるんやな。QアンドAというちょっと違うやろうという感じがせんこともないんで、そりゃあ、アルファベットやったらすっきりしてええかわらんけれども、その辺、何か今後ええのを出してもらえれば。自分にどうや、こんなんがどうやというのはないですよ。ないけれども、QアンドAというとか、ちょっと違うなあという感じがしないこともないんで、また何かの機会があったら検討してもらおうと思うんで、ちょっと意見というより思っただけお伝えさせてもらいました。

○会長（前田 稔君） それではちょっと副会長から。

○副会長（鈴木達夫君） ご指摘ありがとうございます。短期間で委員の皆さんと一緒にやってつくったという中で、これは本当にまだまだこれから進化をしていく。写真のことも従来、普通の市の広報かめやまとは別の、議会としての写真も必要ではないかという議論も出ましたけれども、一応公募をするという、次回から公募の写真が載るということで、市報とは違った手法だということ。それから、議長挨拶の件は、新しくご就任されたとき、あるいは新年号の中で、しっかりそれは議長のご挨拶はいただくようにしよう。

それから、QアンドA、非常にいい質問で、また委員会の中で皆さんと検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○会長（前田 稔君） ほかによろしいでしょうか。

櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 政策検討部会、これ全協でのあり方やというけど、委員会で常に聞かれるやんか、「自由討議はございませんか」といって。その取り扱いはどうするの、その委員長の口上書の中で。採決をとる前に、反対討論ありませんかの前に、議員間の自由討議か、何かやりますか、やりませんかといって諮っておるやんか、ほとんどしてないけどさ。そこら辺はどういう委員会の運営をしていくわけ。そのことはもうやめてしまうの。

ほとんどやってないけどさ、委員会で必ず委員長が、採決に入る前とか議案に対する質疑が終わった後に暫時休憩して、委員間の自由討議をしますかという口上書があるわな。それを諮って、自由討議がないという確認をしたら自由討議はなしで、次に討論はございませんかという、こういうような運びになっていくやろう。そこら辺も各常任委員会では削除するのかなあ。

○会長（前田 稔君） 部会長。

○部会長（服部孝規君） 委員長が、この議案全体に対して自由討議ありますかということで諮ると思うんです。これはもう通常どおり。その中で、自由討議をやりたいということになれば自由討議すればいいし、自由討議は必要ないということであればないということで、それはもう別に従来どおりと変わりはないという理解でいいんやと思いますけど。

○会長（前田 稔君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 全協でやる場合があるやんか、やらんといかんわな。そこは検討部会でやるのか、また議運でもあるわなあ。その辺どうかなと思っておるんや。

○会長（前田 稔君） 全協が協議の場になるわけなんですけど、そこで意見が分かれたときですね、その議員側で。

○議員（櫻井清蔵君） そうそう。

○会長（前田 稔君） それはちょっと。そういうケースは出てくるんか。

部会長。

○部会長（服部孝規君） 基本的に、前の全協でも説明させてもらったように、政策検討部会というのは全会一致を前提に進めるということなんで、もしそこでも意見が分かれるというような場合は、あえてそれを一本にまとめることはしないということでやっていくんで、もしそういうことになってきたら、いわゆる議員有志でもって議員提案してもらおうという形になるんやと思う、その議案に関してはね。

それで、櫻井議員言われておる意味がちょっとわかりにくいんやけど、例えば全協の中で議論をするような問題については、協議事項にのりさえすれば、いわゆる自由討議みたいな形で、全協の場で意見交換できるんで、別に何も問題はないかと思えますね。委員会に行っても、全協で議論しても、その辺のところは問題ないかなと思うけどね。

○会長（前田 稔君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 議長がさっき言わはった中には、議員間で協議をする政策で、全体でせんならん問題については全協でやりますといったようなことを言うたやろう。そこで聞かせてもろとるんや。

○会長（前田 稔君） 副会長。

○副会長（鈴木達夫君） 政策検討部会長にさせていただいた者からの答えですと、全員協議会の中での政策検討部会というのは、市の重要な施策とか基本的な計画とか策定、これに対する協議、だから、細かなものについては各委員会ごとに意見が伯仲したり、いろいろ意見が出た場合は委員会の中で討論をしていただくと。全員協議会の政策検討部会というのは、計画物とか、あるいは重要な案件に関するものを政策検討部会でやるという認識ですので、その辺はしっかりと案件ごとですみ分けて委員会で行う、それから全員協議会の政策検討部会でやるということではないかなと私は理解をしていますけど。理解してください。またゆっくり。

○議員（櫻井清蔵君） 自由討議というのは基本的に何を意味しておるの。渡邊君、自由討議とは一体何ぞやな。議員間の自由討議というそのシステムは。

○議事調査室長（渡邊靖文君） まず、今委員会で自由討議というのをやっておりますけれども、議案審査の中で、特にこの1つの議案についてもう少し委員さんらでいろいろ議論を深めようという場

合に、今個々の議案ごとに自由討議しますかということで、委員間討議、必要であればそこでやっていただいております。

今回のこの全協のほうにつきましては、全協規程の中で大きく3つあったかと思うんですけども、まず議会側として一番使う部分というのは、例えば政策的な条例を議員の皆さんから提案しようという場合とか、先般もございましたけれども、全会一致で議会として決議をしよう、例えばロジックの決議、学童の決議、そういった形で決議をしようとか、または国へこういう意見書を出してはどうかというふうな、議会全体として何かをやろうというときはこの全協の協議事項を活用して、議員の皆さんで自由討議をしていただいで方向性を導いていくというふうな感じで捉えておりますけど。

○議員（櫻井清蔵君） だから、委員会で一本化しようという場合に、いやそれは認められやんというて、どの辺が認められやんということの言い分というか、その人の考え方を聞かせてもらうために、ほかの者が、賛成する者が聞くとかというのが自由討議のシステムなんやろう。委員間の討議は、違うんかい。

○会長（前田 稔君） 部会長。

○部会長（服部孝規君） 要するに、今までの自由討議がないときというのは、質疑が終わったらもう即討論なのね。討論へいって、結局賛成の人は賛成討論をする。反対の人は反対討論をする。それで、それが終わったら採決という、結局、その議員同士で意見を交換し合うような場がなかった。賛成の人は賛成の意見を述べる、反対の人は反対の意見を述べる、交互に。賛成の人がこういうことで私は賛成するんや、反対の人は、いやいやそこはこうやないかというような議員同士のそういう議論がないもんで、だからそういう場をつくるという意味で自由討議というのはつくられたというふうに私は理解しています。

だから、従来のやつやと、本当に質疑が終わったら、質疑というのはあくまでも理事者側に議員が行うやつやね。討論になったときには、もう賛成の人は賛成の討論、反対の人は反対の討論をするという。議員同士で議論をする場が今までのやり方ではどこにもないわけで、だから、そのために自由討議という場がつけられたと。そこで賛成の人、反対の人いろんな意見があって、議論をして、その後、いわゆる討論に入っていくというような形をとろうという意味で自由討議が設けられているというふうに私は理解しています。

○会長（前田 稔君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） その中で、全協の中でも、委員間、各常任委員会でなかった場合でも、政策検討部会でこれはやっぱり全体ですべきやという選択をして、選択するだけやわなあ、そこで結論を出してはいかんのやで。その選別をするわけやろう、検討部会では。検討部会はその選別だけやろう。市の重要な……。ちょっとわからんのやわ。

○会長（前田 稔君） 執行部から出てきた、例えば今回は第2次総合計画とか、それから地方創生のそういう案が出てきますわね。今まで全協で報告はあるけれども、そこで協議ができなかったの、そうすると全協の協議というのも前から規程にあったんですけども、そこで協議ができるようにしていくということで政策検討部会というのをつくって、そこで議員からもいろんな提案ができるようにしていこうという、そういう場をつくったのが政策検討部会なんですね。

西川議員。

○議員（西川憲行君） 言われるように、多分委員会の中で自由討議があるので議員間討議はできる

という中ですけど、多分言われるのは、何で全員協議会の場で全部でしたらええという話がずれておるんやと思うんですよ。そうやで、今の段階で委員会別に議案が振られておるので、委員会の中では自由討議ができるけれども、全体での自由討議をする場がないという話ですよ。だから、この間みたいに産建と総務が合同でやって、大きな案件について多くの人数の意見の中で議論をしたという話でしょう。だから、今回はそういう大きな問題、さっき議長が言われたような問題については、全員で討論できる土台を政策検討部会のほうで下合わせをして、ここへ持ってきてみんなで話をするというための部会やということでしょう、たたき台として。そういう意味やと思うんです。

○会長（前田 稔君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） この全員協議会の政策検討部会という、ちょっとここは結構名前が大きな名前になっておりますので、ちょっと誤解を招く表現かもわかりませんが、あくまで協議する場は全員協議会で全員でということ、あくまでこの政策検討部会というのは、その全員協議会の協議がスムーズにいくように、事前の調整とか事後の意見の整理、これがメインになってようかと思います。基本、協議は全部全員でやっていただくというのがもう大前提でございます。

それで、その協議事項なんですけれども、一応ここに上げさせてもらったのは、今上がっておるのは、例えば市の総合計画、基本的な計画の構想、計画の部分、それから市が新しい制度を導入しようと、例えば市民応援券なんか新しい制度としてスタートしましたけれども、ああいうふうのものがあればそういった議論もできましようし、今回、新たに市政における重要な案件というのもここに入れました。これによって、例えばロジックの問題なんかこの全員協議会の協議の場として活用できるよということ、今までは市長の報告の場でしたので、余り、基本は報告です確認程度の質問しかできなかったと思うんですけれども、一応協議事項という項目で運用していくということは、そこでいろいろ意見交換ができようかと思います。

それから、執行部が議会への提出予定議案なんかを事前に委員会で説明したいというふうなケースもこれまで多々あったかと思います。これについても、最近では委員会で説明をしていただく、これはもう議案の事前審査になるというふうなことで、最近では委員会でも事前に議案のことは聞かないということに去年あたりからなっております。ただそういうことも、市長が特に議会に説明したいということがあれば、この全員協議会の協議事項を活用できるんじゃないかということで入れさせていただきます。

それから、先ほど言いましたけれども、議員提出議案もしくは決議、国へ出す意見書、こういったものも議会として出していくんやというふうなことであれば、今全議員が集まって議論する場というのは全協しかなかったわけなんですけれども、全員協議会の運用があくまで報告事項という部分しか運用していなかったもので、そういうこともこの全協の協議事項という中で事前にできるのではないかというふうに思います。

今まで自由討議といいますと、あくまで委員会の中での自由討議ということで、これは委員会に付託された議案を、その討論までいくまでに各委員さんらが賛成・反対を決めるまでにもっと委員さんの間で議論をしていただいて、その議案の内容を深く知ろうと、もっとわかりたいというふうな部分で、審査を深める意味で、委員間討議を場合によっては今提案があれば実施をしていただいておりますけれども、それはあくまで付託された議案の委員間の自由討議ということで、ここで言う議員間討議というのは、あくまで今言いましたように、執行部側からの案件、もしくは議会からこういう議提

を出そう、もしくは決議をしようというときに、事前に全員で議論をしていくという場ということがございます。ですので、今まで、例えばロジックの決議とか学童の決議なんかを出すときは、こういう全員の場がなかったので、代表者会議の中でこういったことを議論していきまされたけれども、やはり全会一致で出すものなんかについては、こういう全員の場で議論をしていただくのが当然一番いいと思いますので、そういうときにこの全員協議会の協議事項を活用して議員間討議をどんどんやっていたらどうかという、そういう意味でございます。

○会長（前田 稔君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） これも過去の歴史と言うたら怒られるけど、昔の話で、正直、亀山と関が一緒になった当初は、全協で物を聞くと、全協というのは市長報告を聞くだけやと、深く聞くなと言われた、俺。そんな思いがあるんやわ。なあ、旧亀山の議員さんから。関は何でもありやったんや、執行部に対してな、深く聞いても。そうやけど、一緒になったときは、そんなことで、ようしてくれた。わかりました、ありがとう。

○会長（前田 稔君） 宮崎議員。

○議員（宮崎勝郎君） 議案が出てきてどこへ回していただく、検討部会か、それで全協で議論をするという話やけど、そんなん、委員会に付託するものが……。

○会長（前田 稔君） いや、違うんですよ。議案になる前の、だから計画とかこういうふうな方向でいきますよとか、提案の部分の中で出てきたもの、それに対してこっちがいろんな意見を言って、例えば第2次総合計画で大まかな形のもので出てきますよね、議案になる前の段階の。そこで、我々議員の意見がそこに組み込まれるようにしていく協議の場を設けるということ。そういうことなんです。

○議員（宮崎勝郎君） 大体理解はできたけど、今話を聞いておると、議案が出てきてここでやってしまうと、常任委員会に付託するものなのに。

○会長（前田 稔君） 議案になるまでの段階での計画とか方向性とか、いろんな重要な案件の執行部の考えておることを、議会の思いをそこにちょっとでも載せたいという、そういう場をつくりたいということ。協議の場をつくりたいということ、基本的には。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 先ほど櫻井議員さんのほうから、例えば市長のほうはあくまで報告ということで質問はできないというふうなお話をいただきましたけれども、今現在も議長のほうに執行部のほうからは、今度の全協でこういう市長報告をしますというのを2、3日前に説明に来ていただいております。今後は、場合によっては、これは報告事項じゃなく協議事項にすべきではないかというふうなことも、そういうことを議長の判断、もしくは今度設置する政策検討部会でちょっと調整をしていただいて、これはやはり協議事項として議論すべき案件やったら、そういうことを執行部のほうへお伝えをさせてもらうというふうな運用になってこようかと思えます。

（「わかりました」の声あり）

○会長（前田 稔君） それでは次、議会の情報化についてでございますが、議員のパソコン・タブレット端末等の利用など、議会の情報化の推進を図るために、現在、検討部会で検討していただいております。本日、現在の進捗状況について事務局より説明いたさせます。

新山さん。

○**議会事務局員（新山さおり君）** それでは、議会の情報化ということで、パソコンやタブレット端末などの利活用の検討を、現在検討部会のほうで進めていただいておりますが、本日は、10月の推進会議で報告させていただいたそれ以降の進捗状況について説明をさせていただきます。

タブレット端末の導入についてですけれども、昨年度、無線LAN、Wi-Fi環境のほうを整備いたしましたして、今年度、タブレット端末の運用をしていくということで、予算のほうは10台ついております。当初の予定では、4月に契約をしまして5月に購入し、あくまでも会議での活用ということではあります、6月の委員会から運用をしていく予定でございました。それで、操作になれていただくということもありまして、委員会資料をタブレット端末のほうで見ていただくことを考えておったんですけれども、現在、タブレット端末にはウィンドウズ8.1が搭載されておまして、情報によりますと、マイクロソフト社より夏ごろにウィンドウズ10を販売するという情報が現在出ております。今のウィンドウズ8.1は、スタートメニューの使い勝手のほうが悪いということがございまして、今度のウィンドウズ10のほうは、現在会派室に設置させていただいておりますデスクトップのパソコンと同じウィンドウズ7と同じスタイルに戻るということを聞いております。ですので、来年度以降に議員1人1台の配備の体制を構築することが検討部会においても確認をされておりますので、今後、追加で購入するときに違うものを購入するよりも同じものを購入したほうが良いということと、あと、途中で無料バージョンアップができるという情報があるんですけれども、ウィンドウズ8.1になれていただいたところでまたウィンドウズ10に変更となりますと混乱を来すのではないかということから、マイクロソフト社の状況をちょっと見きわめて導入することが検討部会のほうでも確認をされております。また今後ですけれども、検討部会におきまして運用方法等詳細について検討していただくことになっております。以上でございます。

○**会長（前田 稔君）** ただいまの説明について何か確認したいことは。

西川議員。

○**議員（西川憲行君）** 検討部会でも言ったんですけど、パソコンを導入していく、タブレットを導入して情報化をしていくというのがもう決まっていて、本来であればこの6月からしていくんだという予定だったので、個人のパソコンを利用して資料の閲覧とかができるようなことだけを、まずそのシステム導入、ハードは後になりますけど、ソフト面から先に進めていくというようなことは検討というか、そういうことはできないでしょうか。

○**会長（前田 稔君）** 宮崎議員。

○**議員（宮崎勝郎君）** ペーパーレス化ということになってきたら、我々結局取り扱いをどうやってやっていくかなという者が困るんやないかな。講習会かなんか開いてもらえやええけど、宛てがってもろて講習会をするんやったらええけど、自分のやつをどうのと言われたら、これ困るで。

○**会長（前田 稔君）** それは、ペーパーレス化というのはありますけれども、議案書とかそういうものが一気になくなるわけじゃないので、多分、資料はそのまま今までどおり出ますよね。ちょっと事務局に。

渡邊室長。

○**議事調査室長（渡邊靖文君）** その辺は執行部とのまた調整もあろうかと思うんですけれども、当然紙の部分も、傍聴者の方もお見えになりますし、タブレットですとメモ書きがなかなかとれないとかいろいろ問題点もございまして、その辺は紙とタブレットの併用になってこようとは思いますが

れども、その中で、当然タブレットを導入する以上、ペーパーレス化もやはりやっていかんならん部分もございますので、その辺は併用というか、できる部分でペーパーレス化を図っていくということになってこようかと思っておりますので、またこの辺は検討部会のほうでちょっとどういう運用していくのか、また議論をしていきたいと思っております。

○会長（前田 稔君） 宮崎議員。

○議員（宮崎勝郎君） 今、西川議員が言われたように、自分の持っておるやつでもそれでいけるといふのやったら、それはそれでやると思うけど、やっぱりペーパーはペーパーでやってもらわんと。全議員に全部宛てがってよろたのなら、どこかで講習会を持ってもらうて我々も覚えるけれども、どこかの点は、強い者だけ先行こかとはちょっと困りますね。

○会長（前田 稔君） そういうことにはならないと思っておりますので。

櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） とりあえず使える議員さんらは使ってもらえるようにしたらあかんか。それで、その選択は、宮崎議員やないけど、わしも教えてもろてもよう使えんに決まっておるで、それは個々の議員に、もういづれ俺はおらんようになってくんで、若い連中はそうやっていってくれるで、今持ってはる人は議場へ持ち込むとか委員会室へ持ち込むということは、ある程度解禁していこうやないかという考えでちょっと検討してもらえんやろうかと思っておるんや、わしは。

○会長（前田 稔君） 検討部会のほうでまたそれは検討……。

部会長。

○部会長（服部孝規君） まだ、これについてはきちっと決まってないんです、検討部会としても。議論中です。だから、言われたような問題をやっぱりきちっと整理せんとあかんのやと思う。この問題に関しては、そりゃあ宮崎議員言われるように、できる人、できない人の差も物すごくあるんで、一律にこれで行きますというわけにいかんので、そこらも見きわめた上で、できる人、それからできない人、そういう人らも含めて議会としてどういうふうにしていったらええのかということを考えていかんとあかんのや、とにかくできる人は大いにやってくださいということには必ずしもならんやないかなと思うんです。だから、そこらも含めて、それでいいというんやったらそれでいいんやけど、そういうことも含めて議論をこれから詰めていかんならんと思っております。だから、まだ何も決まってはない。そういうことだけはっきり。

○会長（前田 稔君） 岡本議員。

○議員（岡本公秀君） さっき西川議員がおっしゃったんは、実はうちの委員会で、委員会のときに検索とかそういうのに、デスクトップじゃなくてノートパソコンを持ち込んだらどうかというそんなんがありまして、うちはまだ時期尚早やからといって断ったんやけれども、ちょっとした調べ物をするとか、そういう意味に使い勝手のええ個人所有のパソコンを委員会に持ち込んで、ぱぱっと、すぐデータが出てくるとか、こういうところがあるとか、そういった意味で、やれる人は持ち込んでもいいんじゃないかという意味で西川議員がおっしゃったと思うんで、全員にそれを広げるわけじゃないんやけれども、先ほど服部部会長が前おっしゃったように、できる者だけでも自分の私物を持ち込んでちょっと捜し物をするとか、それをどうするかということはまた早急に検討して、持ち込まない人は持ち込まない人でええし、持ち込んだほうが便利な人は時間短縮にもなるし、そういうことはやはり全体として話を決める必要があるんで、よろしく検討をお願いしたいということです。

○会長（前田 稔君） 宮崎議員。

○議員（宮崎勝郎君） それは今までからも検討はされたやんか。それがノーやったのさ、今までね。いわゆる例えば自分の情報を打っておってもわからへんのやで、そやでやめようという話で来とるのやで、それをきちっとどっかで線引いて、やろうよと思うときに言うように。そこできちっと決めてやってもろうたら、やはりそこらのルール化もして、あんなもんは極端なこと言やあ、自分の情報でもとれるわけやん。まあ遊びではないけど、俺、中身は十分わかってないけど、そやで、よそでもそれをちゅうちょしておると。

○会長（前田 稔君） そういうことも含めて慎重に検討していきますので、そういうことで。きょういただいた意見はまたしっかりと確認しながら進めていきますので、よろしくをお願いします。

それでは先ほどの説明のとおり、ちょっとおくれますけれども、システムがちょっと違うのでというところで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。

それから最後ですが、第2次総合計画策定に伴う議会基本条例の改正についてでございますが、ご承知のように、平成23年の地方自治法の一部改正により、市町村の基本構想策定に関することが削除されました。そこで、引き続き執行部が総合計画を策定することになれば、議会基本条例に規定されている議決事件について改正が必要となることから、かねてから検討課題として上げられていました。

今般、執行部としては、平成29年度からの第2次総合計画を策定することを決め、6月定例会において総合計画策定の根拠となる総合計画条例の議案が提案される予定です。このことを受け、基本構想及び基本計画の議決の根拠をどうするか、正・副議長及び検討部会長と協議し、また会派代表者会議でも確認した結果、基本構想の議決については執行部の総合計画条例に位置づけ、基本計画は従来どおり議会基本条例に位置づけることを確認いたしました。

そこで、議会基本条例の改正案について事務局より説明いたさせます。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） では、お手元資料3のまず2枚目を先に見ていただきたいと思えます。順を追って説明させていただきます。

これの一番右下、改正前と書いてあります。この第11条の規定が議会基本条例を平成22年につくったときの条文そのものでございます。当時は、総合計画の基本構想については、地方自治法において議会の議決を経て基本構想を定めることというのが自治法に規定をされておりました。そして、その基本計画の部分は議決事件ではありませんでした。議会基本条例をつくるときに、本来議決事件というのは地方自治法の96条の1項に、例えば条例とか予算とか議決せんならん事項が法の中で決まっております。それ以外に議決をしようという場合は条例で定めるとなっておるわけなんです、このときに基本計画も非常に重要な計画ですので、一番市の根本の計画ですので、これについては議決事件にしようということで、このときに第11条で、この法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定、変更、廃止は議決というふうなことで11条を規定いたしました。

そうしましたら、次、左の改正後に来るわけなんです、平成23年に自治法が改正をされて、その基本構想の策定の義務が、規定が削除をされてしまいました。法上では総合計画をつくらなくてもよくなったわけでございます。そのときに、私どもでは基本構想と基本計画は議決事件としておりましたので、まずは、ちょっとこれ回りくどい言い方になっておりますけれども、改正前の法第2条

第4項に規定する基本構想の変更、廃止、当然法第2条第4項はなくなっておりますので、改正前というふうなことをつけて、これでまず基本構想の議決をここで明記いたしました。それから第2号のほうで、この基本構想に基づく基本計画の策定、変更、廃止を議決ということで位置づけております。

これをもとに、平成24年に後期基本計画が策定されましたけれども、そのときの議決の根拠はこの第2号でございました。後期の計画をつくるときに、大もとの基本構想、10年部分の基本構想も変更をかけましたけれども、執行部のほうは、これはこの第1号によって変更をかけた、議決としたということでございます。

それで今般、執行部のほうは第2次総合計画というのを、自治法から消えましたけれども、市としては総合計画を策定するということを決定いたしました。そこで、じゃあその策定根拠をどこに持つのかということで、仮称ですけれども「総合計画条例」という名前でこの6月定例会で提案されるというふうに伺っております。ですので、総合計画を策定するという根拠は、まずその総合計画条例の中で位置づけるというふうに聞いております。

それで、じゃあ今度、その総合計画の中の基本構想と基本計画を議決事件としてどこで規定するのかというふうなことが問題となってきました。先ほど議長の話にもありましたけれども、正・副議長、また部会長、それから代表者会議でもご議論いただきまして、やはりもともと法にあった基本構想の議決の部分は執行部のほうの総合計画条例に入れて、議会として基本計画を議決事件としておったわけですので、その基本計画の部分については従来どおり議会基本条例に位置づけようというふうなことでご確認をいただきました。

そういったことを受けて、また1枚目に戻っていただきまして、左側でございますが、「第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、亀山市総合計画条例第2条第3号に規定する基本計画の策定、変更または廃止とする」という表現になっております。これにつきましては、今度提案される総合計画条例の第2条第3号の中に、基本計画とはこういうものだというふうな基本計画の定義が明記されております。その部分を引用しまして、その第2条第3号に規定する基本計画のこれを策定、変更または廃止しようとするときは議決が必要だというふうな位置づけをこの第13条で規定をしたいという変更でございます。ですので、今はこの右側の1号、2号と書いてございますが、この1号の部分は基本構想の部分ですので、総合計画条例の中に明記がされます。この2号の部分は、新しくこの改正後の中の「総合計画条例第2条第3号に規定する」というふうな文言で改正をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○会長（前田 稔君） ただいまの説明について何か確認したいことがありましたら。

中村議員。

○議員（中村嘉孝君） いろいろ細かく説明していただいたんですけど、簡単に3点、こういうふうに理解したんですけど、まずその地方自治法によって、各自治体では総合計画というのは、もう今後立てなくてもよいということで今聞かせていただいた方がいいのかどうかということと、それと、議会の議決案件として基本構想はもうええと。基本計画のみ議決案件となると。この3つはそのように理解をしてよろしいんですか。

○会長（前田 稔君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） まず総合計画をつくらなくていいかということですけど、これは、従前は法の中で基本構想の策定が義務づけられておりましたけれども、これが削除をされました

ので、もう総合計画を策定するのは各自治体の判断になってくると。亀山市としては総合計画は策定していくというふうな方針を出されましたので、ただし、その策定をしようとしたときに、やはり何か根拠が、策定根拠が必要だろうということで、執行部のほうは総合計画条例という条例を制定して、そこに策定根拠を持たすということで伺っております。

それから議決事件については、基本構想につきましては、執行部がこれから制定されます総合計画条例の中で「基本構想については議会の議決を経て」というふうな文言が入ってこようかと思っております。ですので、基本構想は総合計画条例の中で議決をうたうと。それで基本計画は私どものほうの議会基本条例に位置づけるということで、両方とも議決案件には違いございません。以上です。

○会長（前田 稔君） これはもう随分前になるので、代表者会議でもここまでの部分はみんな確認はいただいておりますわ。ちょっと時間がたっているので多分またわからなくなっているのもので、それを説明しておりますので。ということです。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○会長（前田 稔君） それでは、このような内容で6月定例会の閉会日に議会基本条例の一部改正について上程いたしたいと思っておりますので、ご承知おきください。

その他の項ですが、何かありますか。

（「なし」の声あり）

○会長（前田 稔君） なければ、以上で議会改革推進会議を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

午後0時04分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 27 年 5 月 22 日

議長 前 田 稔